

各局幹事課長様  
会計管理部会計総務課長様  
危機管理課監危機管理課長様  
企業局企業総務課長様  
病院事業局県立病院課長様  
教育委員会総務課長様  
警察本部総務課長様

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部事務局

「まん延防止等重点措置」の実施期間の延長に伴う県所管の  
公の施設及び県主催のイベント等の取扱いについて（通知）

集中対策期間中の県所管の公の施設及び県主催のイベント等の取扱いについては、令和4年1月25日付けで通知した「「まん延防止等重点措置」の実施期間延長に伴う県所管の公の施設の臨時休館等の取扱及び県主催のイベント等の中止について」により対応しているところですが、現在、感染状況が減少局面に移行している状況を鑑み、次のとおり対応することとしました。

については、重点措置区域にある県所管施設のうち不特定多数の集客が見込まれる施設及び県内全域で実施する県主催のイベント等について、この方針を基本に取り扱ってください。

## 1 県所管の公の施設

### (1) 屋内の施設

「原則として休館」とする取扱いを停止し、開館できることとする。

ただし、地域の感染状況を踏まえ、施設が所在する市町において当該施設の休館継続の意向がある場合は、その意向を尊重した判断を行うこと。

また、開館する場合は、業種別ガイドラインの遵守や感染防止対策の徹底に加えて、「まん延防止等重点措置」の実施期間の再延長に伴う新型コロナ感染拡大防止のための集中対策（令和4年2月18日決定）の別紙に規定する「重点措置区域の住民、事業者への要請」の3（2）の要請事項（大規模な集客施設に対する要請）について遵守するものとする。

（参考：大規模な集客施設に対する要請事項）

延べ床面積1,000㎡を超える施設の場合、次の対応を行うこと。

- ・入場をする者の整理等
- ・入場をする者に対するマスクの着用の周知
- ・感染防止措置を実施しない者の入場の禁止
- ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 等

(2) 屋外の施設

業種別ガイドラインを遵守し、感染防止対策を講じた上で、施設内外に混雑が生じることがないように、入場整理等を徹底すること。

※ 屋内・屋外のいずれの場合も、利用者に「広島県におけるイベントの開催条件について」や県の対処方針を遵守させ、感染防止対策を徹底させること。

2 県主催のイベント等の取扱

県が主催（県が実行委員会の構成員である場合も含む）するイベント等については、次のものを除き、中止又は対策期間後に延期することを基本方針として、再検討してください。

- ・ オンライン開催とするもの
- ・ 参加者が少数に限定され、かつ特定されており、3密を回避できる十分なスペース又は時間を有しているもの
- ・ 法令等により、この期間に実施することが止むを得ないもの

※ イベント等を実施する場合も、「広島県におけるイベントの開催条件について」や県の対処方針を遵守し、感染防止対策を徹底すること。

担 当 新型コロナウイルス感染症対策担当  
総合対策第1グループ

内 線 2846, 3032, 3033